

南箕輪村地域公共交通会議（第1回） 次第

日時：令和5年4月20日（木）

午後1時30分から

場所：村民センター2階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 自己紹介

4 副会長の指名

5 報告事項

（1）村の公共交通の運行状況について

6 協議事項

（1）南箕輪村地域公共交通計画の策定について

7 その他

（1）地区からの公共交通への要望について

8 閉 会

南箕輪村地域公共交通会議 委員名簿

(委嘱期間：令和４年４月１日～令和６年３月３１日)

役職名	所属	職名	委員氏名	選出区分	備考
会 長	南箕輪村	村長	藤城 栄文	村長	
委 員	伊那バス株式会社	代表取締役社長	藤澤 洋二	一般乗合旅客自動車運 送事業者その他の一般 旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	
	ジェイアールバス 関東株式会社 中央道支店	支店長	太田 治彦		
	有限会社白川タクシー	代表取締役	白川 光朗		
	伊那バス労働組合	組織部長	北澤 昭彦	一般乗合旅客自動車運 送事業者の事業用自動 車の運転者が組織する 団体	R5. 4. 20～
	村区長会	久保区長	丸山 芳雄	住民又は利用者の代表 者	R5. 4. 20～
		中込区長	福澤 一成		R5. 4. 20～
		塩ノ井区長	征矢 寿雄		R5. 4. 20～
		北殿区長	山口 武男		R5. 4. 20～
		南殿区長	今井 廣和		R5. 4. 20～
		田畑区長	松澤 武夫		R5. 4. 20～
		神子柴区長	丸山 豊		R5. 4. 20～
		沢尻区長	栗原 敦司		
		南原区長	池上 耕吉		R5. 4. 20～
		大芝区長	小澤 昇		R5. 4. 20～
		大泉区長	唐澤 賢治		R5. 4. 20～
		北原区長	篠澤 哲		R5. 4. 20～
	北陸信越運輸局長 野運輸支局	首席運輸 企画専門官	佐藤 栄治	北陸信越運輸局長又は その指名する者	
	伊那警察署	交通課 交通係長	高梨 幸太	道路管理者、長野県警 察、その他交通会議が 必要と認める者	R5. 4. 20～
	伊那建設事務所	維持管理課長	長谷川 哲郎		R5. 4. 20～
事務局	地域づくり推進課	課長	高橋 里江		
		係長	宮下 裕司		
		主査	清水 亮輔		

○南箕輪村地域公共交通会議設置要綱

平成20年10月9日

告示第52号

改正 平成28年3月17日告示第22号

南箕輪村地域公共交通会議設置要綱を次のように定め、平成20年10月9日から施行する。

(趣旨)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 村長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、長野県警察、その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任させることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、村長を充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事)

第8条 交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、交通会議で選任する。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、地域づくり推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

前 文 (平成28年3月17日告示第22号抄)

平成28年4月1日から施行する。

南箕輪村巡回バス「まっくんバス」について

1 南箕輪村巡回バス「まっくんバス」の概要

自家用車等の普及によりバスの利用者は減少し、村内の民間バス路線は廃止、縮小の一途をたどっている状況下において、高齢者をはじめ自分で車を運転できない方たちにとってバスは生活のために欠くことのできない交通手段であり、多くの方の生活の足となるため誰でも乗ることができる村内巡回バスを運行しています。

(1) 運行開始 平成 15 年(2003 年) 4 月 (当初 1 台で運行、平成 23 年 10 月から 2 台で運行)

(2) 運行系統 別添(まっくんバス時刻表)のとおり

(3) 利用対象者 誰でも利用可

(4) 路線

- ・ 4 コース (18 巡回)

- ・ 北コース 及び 東コース (5 巡回)、南コース 及び 南原沢尻コース (4 巡回)

(5) 運行

土、日、祝祭日及び年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)を除く毎日

(6) 運賃

- ・ 大人 200 円、小学生・障がい者・免許自主返納者 100 円

- ・ 小学校就学前及び 75 歳以上の高齢者※は無料

※高齢者については平成 30 年 4 月から無料化

○回数券

- ・ 大人 200 円 1 冊 (10 枚綴り大芝高原温泉入浴券付き) 2,000 円

- ・ 小学生・障がい者 1 冊 (10 枚綴り味工房ジェラート券付き) 1,000 円

○定期券

- ・ 1 か月 6,000 円 (小学生・障がい者は 3,000 円)

- ・ 3 か月 18,000 円 (" 9,000 円)

- ・ 6 か月 36,000 円 (" 18,000 円)

(7) 運行方式

- ・ 道路運送法第 4 条による乗合旅客運送 (通常の一般乗合旅客運送事業)

- ・ 南箕輪村から伊那バス(株)に運行委託

- ・ 運賃については道路運送法第 9 条及び同法施行規則第 9 条の規定に基づき届け出た運賃に設定 (地域公共交通会議で合意を経た協議運賃)

(8) その他

「まっくんバス」の名称と車体のデザイン、ロゴマークは、平成 11 年度の南箕輪中学校 2 年 3 組の皆さんが村に寄せてくれた案を取り入れて決定。

2 「まっくんバス」のこれまでの改正等の経緯

(1) 運行体制の基本的な考え方

○誰でも乗ることができる

高齢者、障がい者等の一般的に交通弱者といわれる方々だけではなく、自分で車を運転しない等、全ての人を利用対象とします。

○移動目的とする施設

各地区から村役場、大芝の湯、伊那中央病院、商業施設へ移動できることを目的とします。朝夕の一便ずつは伊那養護学校への通学（養護学校前バス停の到着時間、駅での乗り継ぎ）に対応します。

(2) 改正等の検討経緯

利用者の利便性や安全性を向上させるため、継続的にルートの見直し等の検討を行っています。

これまで、平成 15 年の運行開始以来、平成 16 年、平成 21 年の見直しを経て、平成 23 年 10 月にバス 2 台体制とする全面改正を行いました。その後も利用状況、利用者の意見の聴取などをふまえて、随時バス停の新設など一部見直しを行っています。

また、平成 15 年度当初に導入した車両について、走行距離が長くなり故障等も多くなっていたことから、平成 31 年 3 月に新車両に更新しました。

(3) 最近の主な改正

【平成 30 年 4 月】

①バス停の移設及びそれに伴うルートの一部変更

原胃腸科外科医院前バス停の廃止、大和泉神社前バス停の新設

②減便

利用者が少ない最終便（南コース 5 便、南原・沢尻コース 5 便）を減便

③高齢者（75 歳以上）の運賃の無料化

【平成 31 年 4 月】

①バス停の新設 大泉東バス停

【令和 2 年 4 月】 変更なし

【令和 3 年 4 月】 変更なし

【令和 4 年 4 月】 変更なし

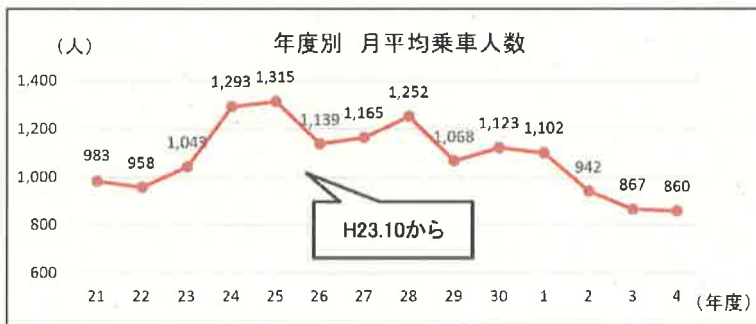
【令和 5 年 4 月】 変更なし

3 運行実績・経費

(1) 運行実績

令和4年度南箕輪村巡回バス乗車状況(概要)

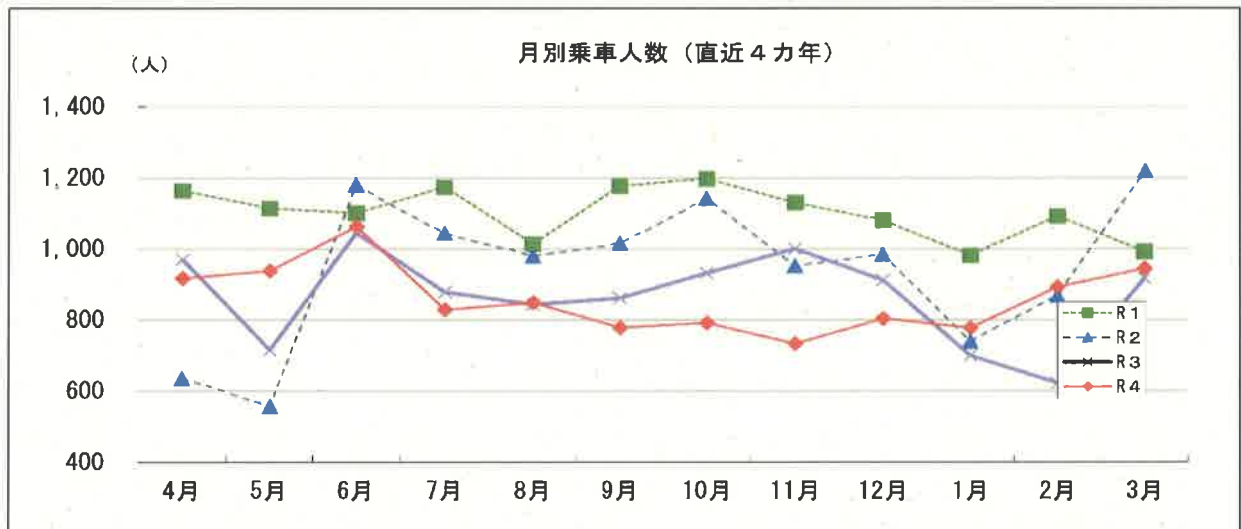
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第1便	304	341	408	309	257	285	265	251	251	246	303	256	3,476
第2便	216	212	211	171	211	163	164	177	189	224	230	280	2,448
第3便	178	169	216	146	168	138	161	152	173	155	206	218	2,080
第4便	184	190	179	156	157	157	157	136	151	128	131	157	1,883
第5便	35	27	49	47	56	36	45	18	40	25	23	34	435
合計(人)	917	939	1,063	829	849	779	792	734	804	778	893	945	10,322
運行日(日)	20	19	22	20	22	20	20	20	21	19	19	22	244
運行日平均(人)	46	49	48	41	39	39	40	37	38	41	47	43	42



令和4年度
乗車人数 10,322 人
月平均 860 人
1便あたり 2.4 人

前年比 99%

令和3年度
乗車人数 10,401 人
月平均 867 人
1便あたり 2.4 人



単位: 人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1	1,164	1,115	1,101	1,174	1,014	1,177	1,198	1,130	1,080	982	1,092	993	13,220
R2	636	556	1,178	1,042	980	1,014	1,141	953	983	740	869	1,216	11,308
R3	970	716	1,045	879	844	862	932	1,001	912	700	623	917	10,401
R4	917	939	1,063	829	849	779	792	734	804	778	893	945	10,322

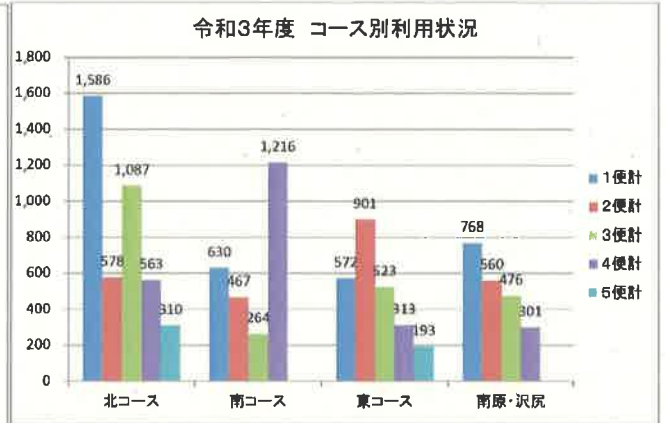
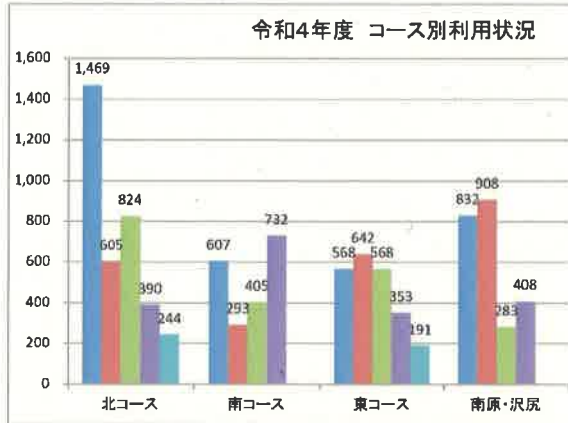
コース別利用状況

令和4年度

	1便計	2便計	3便計	4便計	5便計	総計	(前年比)
北コース	1,469	605	824	390	244	3,532	85.6%
南コース	607	293	405	732	—	2,037	79.0%
東コース	568	642	568	353	191	2,322	92.8%
南原・沢尻	832	908	283	408	—	2,431	115.5%
計	3,476	2,448	2,080	1,883	435	10,322	91.3%

令和3年度

	1便計	2便計	3便計	4便計	5便計	総計
北コース	1,586	578	1,087	563	310	4,124
南コース	630	467	264	1,216	—	2,577
東コース	572	901	523	313	193	2,502
南原・沢尻	768	560	476	301	—	2,105
計	3,556	2,506	2,350	2,393	503	11,308



【備考】 北コース1便、南コース4便は、伊那養護学校の通学に利用されている便のため、コロナ禍でも利用があったと想定されます。
北コース3便や東コース2便については、買い物や大芝を目的とする利用が多い便となっています。
南原・沢尻コース1・2便については、買い物や通院を目的とする利用が今年増えたことが想定されます。

南箕輪村巡回バス「まっくんバス」輸送実績比較表【令和4年度】

	乗車人員(人)				運送収入(円)			
	令和4年度	令和3年度	増減	対前年比	令和4年度	令和3年度	増減	対前年比
4月	917	970	△ 53	94.5%	74,075	77,643	△ 3,568	95.4%
5月	939	716	223	131.1%	54,695	45,955	8,740	119.0%
6月	1,063	1,045	18	101.7%	88,445	69,302	19,143	127.6%
7月	829	879	△ 50	94.3%	54,864	63,354	△ 8,490	86.6%
8月	849	844	5	100.6%	82,501	59,383	23,118	138.9%
9月	779	862	△ 83	90.4%	46,841	71,436	△ 24,595	65.6%
10月	792	932	△ 140	85.0%	58,902	75,704	△ 16,802	77.8%
11月	734	1,001	△ 267	73.3%	54,318	72,110	△ 17,792	75.3%
12月	804	912	△ 108	88.2%	59,162	68,517	△ 9,355	86.3%
1月	778	700	78	111.1%	66,465	68,494	△ 2,029	97.0%
2月	893	623	270	143.3%	76,745	54,193	22,552	141.6%
3月	945	917	28	103.1%	71,699	88,222	△ 16,523	81.3%
合計	10,322	10,401	△ 79	99.2%	788,712	814,313	△ 25,601	96.9%

(2) 運行経費

○運行については伊那バス（株）に委託し、経常損失を村が負担します。

○令和4年度決算状況（令和3年10月～令和4年9月）

経常収益	1,126 千円（前年比 134 千円減）
経常費用	40,492 千円（前年比 94 千円増）
経常損益（村委託料）	△39,366 千円（前年比 228 千円増）

ただし、特別交付税として経常損失が補てんされます（令和4年度は66.3%）。伊那市からの負担金（御園地区通行に伴う負担分約262千円）や、バス停広告収入（52千円）を入れて、村の実質負担額については、約12,952千円となります。

○過去3年の状況

（単位：千円）

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
経常収益	1,126	1,260	1,143
経常費用	40,492	40,398	38,318
経常損益	△39,366	△39,138	△37,175
収支率	2.7%	3.1%	2.9%

(3) 車両更新（平成30年度）

平成15年度の運行当初に購入したまっくんバス（日野リエッセ）について15年が経過し、修繕費等もかさんでいたため、新車両に更新しました。（平成31年3月納入）

新車両：日野ポンチョ 6.3mショート

購入価格：22,052 千円（特別交付税措置17,642 千円）

4 令和5年度事業費（予算額）

巡回バス委託料 40,000 千円

5 利用促進について

(1) 令和4年度の利用促進について

①高齢者（75歳以上）の運賃無料化と利用者カードの配布

②乗継券の発行

伊那本線に乗り継ぐ場合には、乗継券（最大200円割引、当日限り有効）を発行しています。

③その他

例年、村内保育園や伊那市内幼稚園の遠足での利用や、民間の放課後デイサービス事業者が児童のまっくんバス乗車体験等を実施していますが、コロナ禍でそうした利用も減少しています。

伊那地域定住自立圏構想における行政区域間縦断路線「伊那本線」について

1 路線概要

伊那市、箕輪町及び南箕輪村が連携して定住自立圏を形成するにあたり、相互の結びつき及びネットワークを強化するとともに、中心市としての都市機能を高めるため、バス路線2路線の運行を開始

名称	伊那本線（行政区域間縦断路線）
運行開始日	平成 29 年 4 月 1 日
運行内容	月～金：上り下り各 7 便 土日祝：上り下り各 3 便 ※平成 30 年 4 月改正（現行） 平成 29 年度運行当初：月～金：上り下り各 9 便
運賃	区間制 150 円～350 円
事業費 （令和 3 年度実績）	運行委託料：41,425 千円/年 時刻表作成料：117 千円 （3 市町村で走行距離按分、時刻表は人口割） ・伊那市 22,330 千円 ・箕輪町 10,893 千円 ・南箕輪村 8,318 千円（全額特別交付税措置） 特別交付税 6,654 千円（措置率 80.0%） 一般財源 1,664 千円

※ 運行内容の詳細は、別添「定住自立圏バス路線図」をご参照ください。

※ 定住自立圏について

地方圏への人口定住を促進するため、総務省が促進する施策。人口が 5 万人程度以上で、昼間の人口が夜間を上回る都市が「中心市」となり、「近隣市町村」と連携・協力して、医療・福祉や公共交通、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保を図ります。取り組みには国からの財政措置があり、南箕輪村の場合は近隣市町村として関連事業費 1,800 万円まで特別交付税で措置されます。

2 利用促進の取組み（令和 4 年度実績【3 市町村共通】）

① 他のバス路線との乗継券（最大 200 円割引、当日限り有効）の発行

② 広報番組等での PR

・各市町村公式ホームページ、ケーブルテレビ番組、有線放送 等

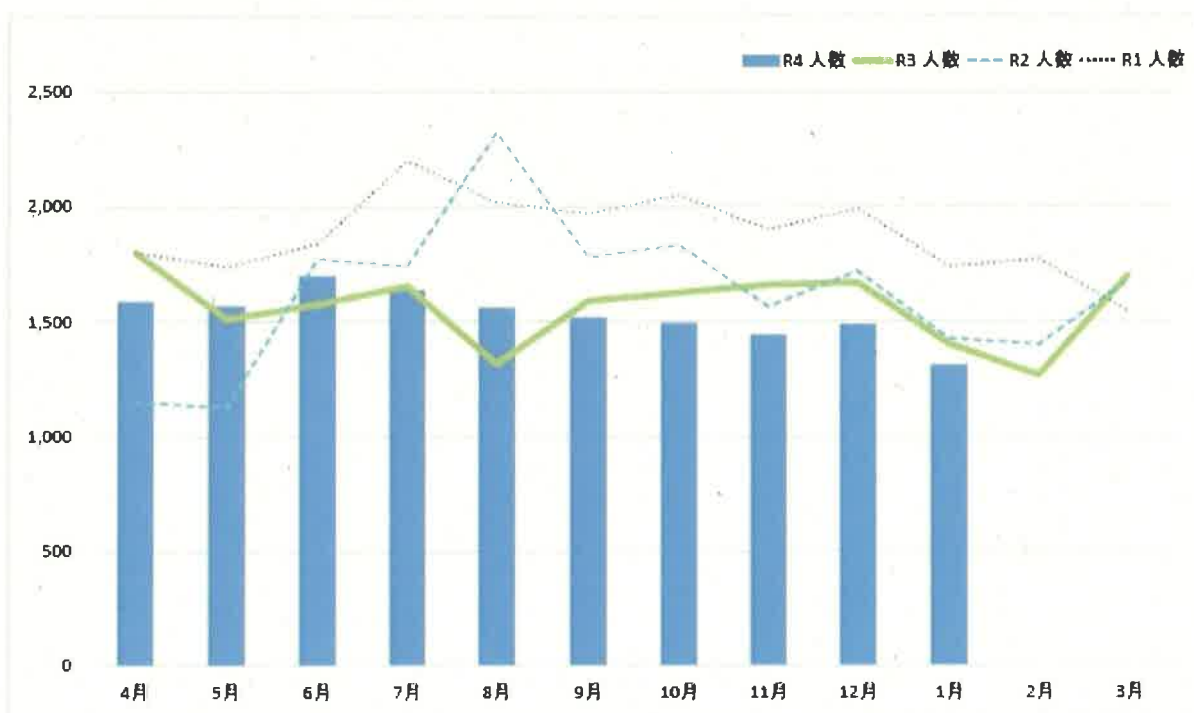
3 利用実績

伊那地域定住自立圏 伊那本線 実績 R5.1月

		(乗数)												元目額	
1 月別集計		338	338	356	346	346	340	346	354	354	338	3,456			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	～1月の計
R4	人数	1,589	1,568	1,699	1,639	1,561	1,519	1,495	1,441	1,487	1,311			15,309	15,309
	1運行当り	9.40	9.28	9.54	9.47	9.02	8.94	8.64	8.14	8.40	7.76	#DIV/0!	#DIV/0!	8.86	
R3	人数	1,801	1,511	1,576	1,655	1,315	1,590	1,625	1,659	1,669	1,403	1,265	1,699	18,768	15,804
	1運行当り	10.35	9.16	8.85	9.57	7.78	9.35	9.18	9.76	9.43	8.45	8.11	9.39	9.13	
R2	人数	1,151	1,126	1,772	1,741	2,318	1,780	1,832	1,564	1,719	1,426	1,399	1,676	19,504	16,429
	1運行当り	6.58	6.82	9.96	9.81	14.05	10.47	10.09	9.39	9.71	8.59	8.97	9.06	9.46	
R1	人数	1,800	1,738	1,839	2,200	2,016	1,967	2,049	1,898	1,990	1,739	1,771	1,542	22,549	19,236
	1運行当り	10.59	10.05	10.82	12.15	12.52	11.85	11.58	11.16	11.50	10.48	11.14	8.71	11.04	
H30	人数	1,566	1,611	1,667	1,614	1,696	1,595	1,899	1,794	1,804	1,555	1,665	1,853	20,319	16,801
	1運行当り	9.21	9.10	9.58	9.12	10.04	9.84	10.50	10.32	10.68	9.36	10.40	10.72	9.90	

※1運行当り…「1運行=1往復」として算出（国庫補助と同様の指標）

※昨年度1運行当りも、今年度と同期間の値を使用



伊那市地域公共交通協議会の運行路線「西箕輪線」について

1 路線概要

伊那市地域公共交通協議会の運行路線「西箕輪線」は、伊那養護学校への通学や村内から伊那市への直通便として利用されるなど、生活路線として重要な役割を担っています。

名称	西箕輪線
主体	伊那市地域公共交通協議会 (運行は伊那バス㈱に委託)
運行内容	平日 13 便、土曜日 7 便日、祝祭日 5 便
運賃	・大人 150 円～距離に応じて増加 (上限 310 円) ・子ども 半額
事業費 (令和 3 年度実績)	運行経費 : 33,450 千円、運賃収入 : 7,060 千円 差引運行委託料 : 26,390 千円 うち南箕輪村負担分 5,382 千円 (20.4%、距離按分) 特別交付税 3,552 千円 (措置率 66.3%) 一般財源 1,830 千円

2 これまでの経過

平成 30 年度までは伊那バス㈱の独自路線として運行し、本村及び伊那市で運行補助をしてきましたが、赤字が続いているとして同年度に伊那バス㈱から本村及び伊那市へ改めて支援要請がありました。

同年度の村地域公共交通会議に諮り、運行の継続を前提に運行日や運行本数の見直しを含めて伊那市及び伊那バス㈱と協議することとしました。

3 協議の結果

- (1) 伊那市地域公共交通協議会が運行する路線として西箕輪線を存続させる。
- (2) 南箕輪村は、村内運行分 (3km) について伊那市地域公共交通協議会へ負担金を支払う。
- (3) 経費を削減するため、運行本数の見直しを行う。

(見直し内容)

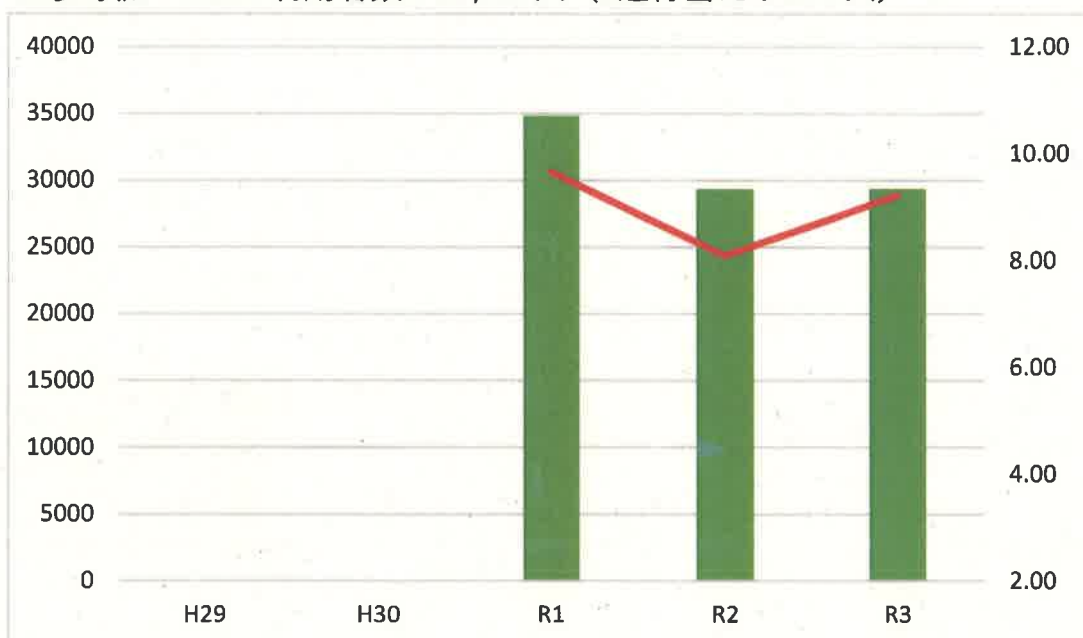
土曜日に運行している 11 便について、利用が少ない 4 便の運行を取りやめる。現状の全 29 便のうちの 4 便の削減となり、これにより平日 13 便、土曜日 7 便日祝祭日 5 便の運行となる。

4 令和3年度の利用実績 29,301人

●西箕輪線（R1から協議会が運行）

	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数 (棒グラフ)	—	—	34,751	29,251	29,301
1運行あたり人数 (折線グラフ)			9.66	8.09	9.22

※参考値：H30の利用者数…37,527人（1運行あたり9.77人）



デマンドタクシー「ぐるっとタクシー」について

1 概要

伊那市公共交通協議会で運行している配車に AI（人工知能）を活用した乗合タクシー「ぐるっとタクシー」について、令和 3 年 11 月から南箕輪村の南部小学校通学区（沢尻区・南原区・神子柴区の一部）が運行エリアに加わりました。

（利用可能エリア）

南箕輪村南部小学校通学区エリアを追加した、「竜西・西箕輪エリア」内の移動及び「伊那市街地エリア」との移動が可能です。

名称	ぐるっとタクシー	
主体	伊那市地域公共交通協議会 （運行は伊那タクシー(株)と(有)白川タクシーに委託）	
利用対象者	南部小学校通学区※（沢尻区・南原区・神子柴区の一部）に住む ・ 65 歳以上の方 ・ 運転免許返納者（65 歳未満の方も利用可能） ・ 障がい者（65 歳未満の方も利用可能） ・ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方（65 歳未満の方も利用可能） ・ 持病により運転ができないなど、移動が困難な事情がある方（65 歳未満の方も利用可能）	
運行日・時間	平日（土日祝日は運休） 午前 9 時から午後 3 時まで	
利用金額	1 人 1 回 500 円、運転免許返納者・障がい者 250 円 インターネットから予約した場合 300 円	
利用方法	事前に利用登録のうえ、電話かインターネットで予約申込をします。	
事業費 （令和 4 年度実績）	南箕輪村負担分	3,881 千円（人口按分）
	特別交付税	3,105 千円（措置率 80%）
	一般財源	776 千円

2 運行エリア図



■運行実績・経費

(1) 利用登録者数 (R5. 3. 31 現在)

運行開始	運行エリア	登録者数 (A)	高齢者人口 (B)	登録割合 (A/B)
R4. 11 月	南部小学校通学区	59 人	673 人	8.8%

(2) 利用状況 (R5. 3. 31 現在)

実利用者数 (A)	利用回数 (B)	利用頻度 (B/A)
20 人	145 回	7.25 回

(3) 運行実績

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
利用回数	17	15	20	14	4	14	3	12	12	8	10	16	145
運行日	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	19	22	243
運行日平均 (回)	0.9	0.8	0.9	0.7	0.2	0.7	0.2	0.6	0.6	0.4	0.5	0.7	0.6

南箕輪村地域公共交通計画の策定について

地域公共交通計画とは

令和2年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、全ての地方公共団体に地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。

地域公共交通計画は、タクシーやバスといった既存の公共交通に加え、必要に応じて福祉有償運送などの活用も含め、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。

策定にあたっては、国が定める基本方針に基づき、活性化再生法に基づく協議会*において、交通事業者や地域の関係者等と協議することとされています。

※南箕輪村地域公共交通会議→南箕輪村地域公共交通会議と活性化再生法に基づく南箕輪村地域公共交通協議会の合同会議として設置予定

記載事項	概要
①基本的な方針	地域が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、高齢者支援等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤達成状況の評価	計画の達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則3～5年程度（地域の実情に合わせて設定可）
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

地域公共交通計画策定の背景（目的）

村はこれまで「高齢化に伴う交通弱者の足の確保」など村の公共交通の課題における対策に取り組んできました。しかしながら、根本的な改善には繋がっていません。この状況から、改めて村の公共交通のあり方を見直し、問題点・課題を明らかにすることにより、限られた輸送資源を最大限活用し、持続可能な地域公共交通サービスを確保することを目的とします。

また、上位計画である「第5次南箕輪村総合計画」との整合性を図るとともに、計画の基本目標5で示された住みやすい環境づくりを進める村に寄与できる計画を策定することを目指します。

策定期間

●令和5年度～令和6年度

事業内容

●令和5年度

計画の策定において必要となる各種基礎調査を実施します。

<調査項目（案）>

- ・住民ニーズの把握（住民アンケート・公共交通利用者アンケートの実施）・上位・関連計画の整理・既存公共交通の実態・交通事業者へのヒアリング等

●令和6年度

調査結果等を踏まえて課題を整理し、計画（素案）を作成し、地域公共交通協議会において協議の後、パブリックコメントを実施します。

パブリックコメントの結果等を踏まえ、南箕輪村地域公共交通協議会において協議し、計画（素案）をとりまとめ、計画を策定します。

その他

●計画を策定するにあたり受けられる支援等

- ・地域の特性に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）

バス交通といった生活交通の確保維持を支援しています。

- ・快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）

鉄道駅等のバリアフリー化、公共交通の利用環境改善、地域鉄道の安全性向上などを支援しています。

- ・地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画等策定の後押し（地域公共交通調査等事業）

地域公共交通計画等の策定、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本方針の策定、地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進・事業評価を支援しています。

※国土交通省ホームページより